

5産労農水第419号
令和5年5月12日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 様

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

東京都内水面漁場計画の決定について

漁業法第67条第2項で準用する第64条第6項の規定により、東京都内水面における漁場計画を別紙のとおり定めたので通知する。



東京都の内水面の漁場計画

第一 公示番号 内共第一号

一 漁業の位置及び区域

- (一) 漁場の位置 西多摩郡奥多摩町、青梅市及び羽村市の各地先
- (二) 漁場の区域 次の基点第一号と基点第二号とを結んだ線から羽村市羽の羽村堰下流端の線までの多摩川の本流及び支流、奥多摩町境水根の取水堰堤上流端の線より上流の水根沢の区域
- 基点第一号 西多摩郡奥多摩町境西久保の多摩川左岸に設置した標柱（小河内ダム下流五百メートルの地点）
- 基点第二号 西多摩郡奥多摩町境西久保向の多摩川右岸に設置した標柱（小河内ダム下流五百メートルの地点）

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	にじます漁業	同上
	やまめ漁業	同上
	いわな漁業	同上
	こい漁業	同上
	ふな漁業	同上
	うぐい漁業	同上
	かじか漁業	同上

三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 青梅市、羽村市及び西多摩郡奥多摩町

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで

漁場図

免許番号 内共第1号

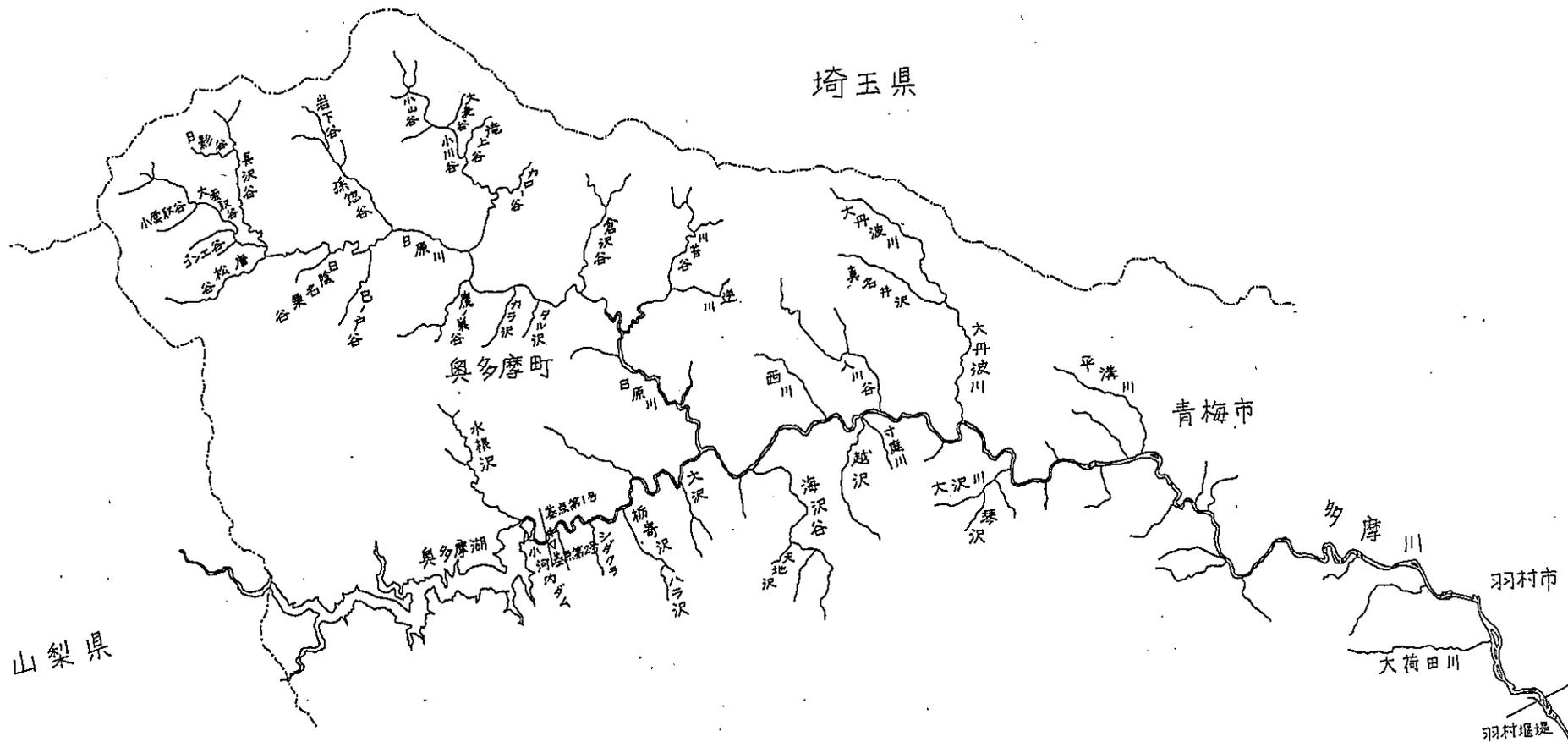
漁場の位置 東京都西多摩郡奥多摩町、青梅市及び羽村市の各地先

漁場の区域 次の基点第1号と基点第2号とを結んだ線から羽村市羽の羽村堰下流端の線までの多摩川の本流及び支流、奥多摩町境水根の取水堰堤上流端の線より上流の水根沢の区域

基点第1号 東京都西多摩郡奥多摩町境西久保の多摩川左岸に設置した標柱（小河内ダム下流500メートルの地点）

基点第2号 東京都西多摩郡奥多摩町境西久保向の多摩川右岸に設置した標柱（小河内ダム下流500メートルの地点）

1:50,000



第二 公示番号 内共第二号

一 漁業の位置及び区域

- (一) 漁場の位置 西多摩郡檜原村、同郡日の出町、あきる野市、羽村市、福生市、昭島市及び八王子市の各地先
- (二) 漁場の区域 羽村市羽の羽村堰下流端の線より下流、基点第三号と基点第四号とを結んだ線に至る間の多摩川本流及びその支流の区域
- 基点第三号 昭島市田中町四丁目拝島橋橋台左岸下流端
- 基点第四号 昭島市田中町四丁目拝島橋橋台右岸下流端

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	にじます漁業	同上
	やまめ漁業	同上
	こい漁業	同上
	ふな漁業	同上
	うぐい漁業	同上
	うなぎ漁業	同上
	おいかわ漁業	同上
	かじか漁業	同上

三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 八王子市、昭島市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩郡日の出町及び、同郡檜原村

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで

漁場図

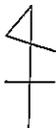
免許番号 内共第2号

漁場の位置 東京都西多摩郡檜原村、同郡日の出町、あきる野市、羽村市、福生市、昭島市及び八王子市の各地先

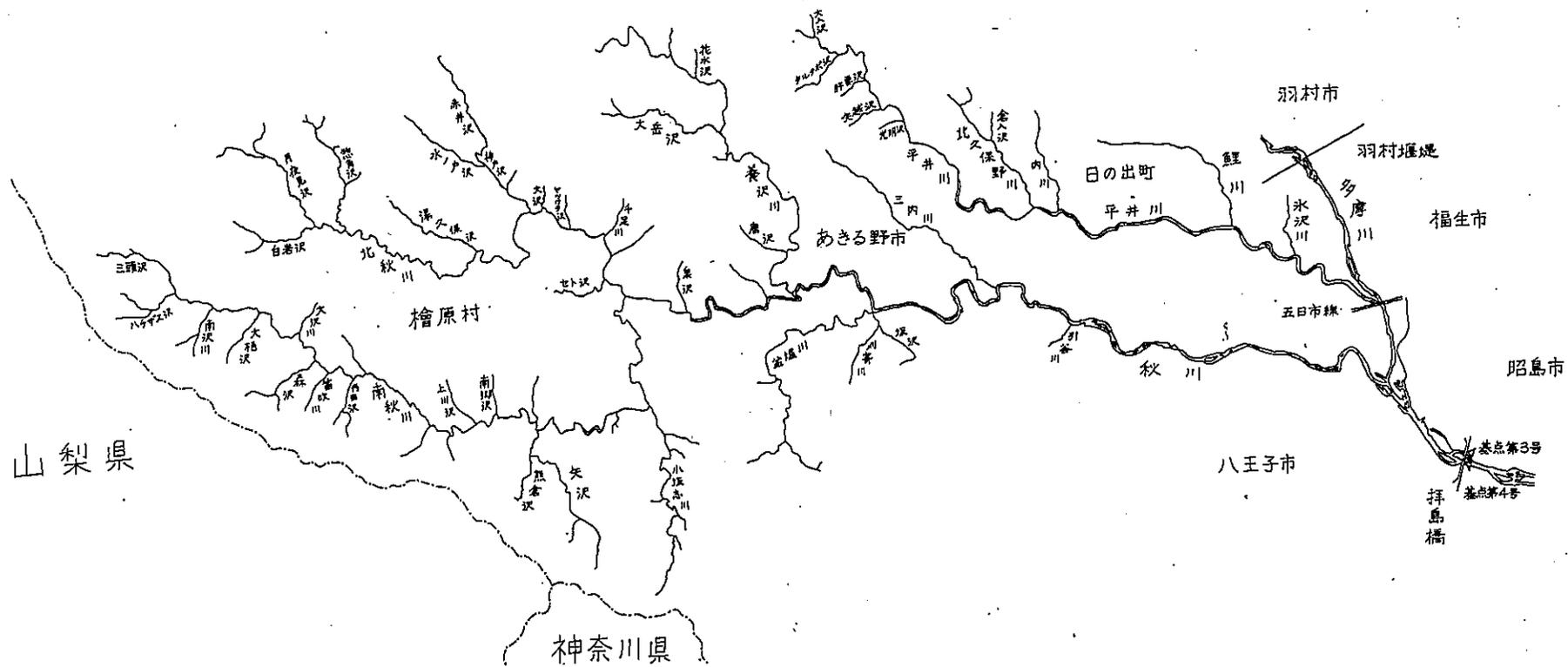
漁場の区域 羽村市羽の羽村堰下流端の線より下流、次の基点第3号と基点第4号とを結んだ線に至る間の多摩川本流及びその支流の区域

基点第3号 東京都昭島市田中町四丁目拝島橋橋台左岸下流端

基点第4号 東京都昭島市田中町四丁目拝島橋橋台右岸下流端



1:50,000



第三 公示番号 内共第三号

一 漁業の位置及び区域

(一) 漁場の位置 昭島市、八王子市、立川市、国立市、日野市、多摩市、稲城市、府中市及び調布市の各地先

(二) 漁場の区域 次の基点第五号と基点第六号とを結んだ線及び基点第七号と基点第八号とを結んだ線より上流の区域を除く基点第三号と基点第四号とを結んだ線から基点第九号と基点第十号とを結んだ線までの多摩川の本流及び支流の区域

基点第三号	昭島市田中町四丁目拝島橋橋台左岸下流端
基点第四号	昭島市田中町四丁目拝島橋橋台右岸下流端
基点第五号	日野市西平山二丁目長沼橋橋台左岸下流端
基点第六号	八王子市長沼町長沼橋橋台右岸下流端
基点第七号	多摩市和田殿田橋橋台左岸下流端
基点第八号	多摩市和田殿田橋橋台右岸下流端
基点第九号	調布市多摩川三丁目多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川左岸側
基点第十号	稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川右岸側

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	こい漁業	同上
	ふな漁業	同上
	うぐい漁業	同上
	おいかわ漁業	同上
	うなぎ漁業	同上

三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 大田区、世田谷区、八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、日野市、国立市、狛江市、多摩市及び稲城市

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで

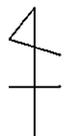
漁場図

免許番号 内共第3号

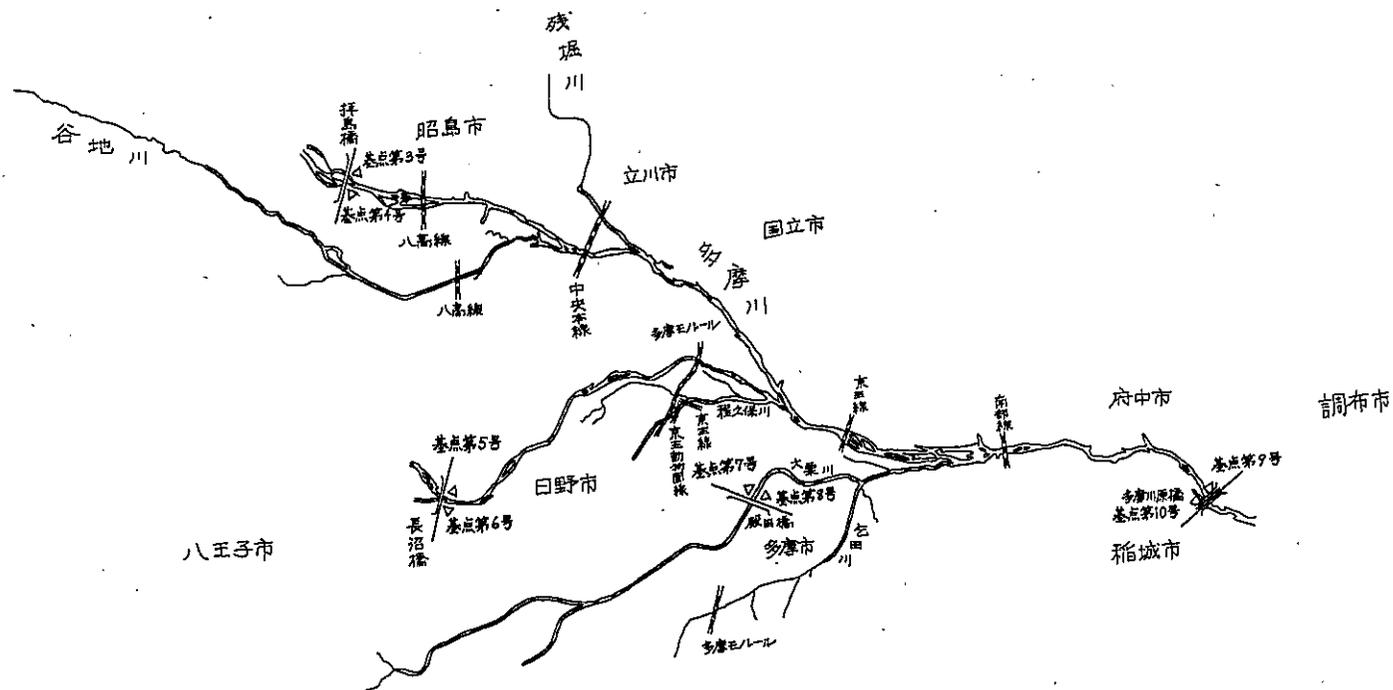
漁場の位置 東京都昭島市、八王子市、立川市、国立市、日野市、多摩市、稲城市、府中市及び調布市の各地先

漁場の区域 次の基点第5号と基点第6号とを結んだ線及び基点第7号と基点第8号とを結んだ線より上流の区域を除く基点第3号と基点第4号とを結んだ線から基点第9号と基点第10号とを結んだ線までの多摩川の本流及び支流の区域

- 基点第3号 東京都昭島市田中町四丁目拝島橋橋台左岸下流端
- 基点第4号 東京都昭島市田中町四丁目拝島橋橋台右岸下流端
- 基点第5号 東京都日野市西平山二丁目長沼橋橋台左岸下流端
- 基点第6号 東京都八王子市長沼町長沼橋橋台右岸下流端
- 基点第7号 東京都多摩市和田殿田橋橋台左岸下流端
- 基点第8号 東京都多摩市和田殿田橋橋台右岸下流端
- 基点第9号 東京都調布市多摩川三丁目多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川左岸側
- 基点第10号 東京都稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川右岸側



1:50,000



第四 公示番号 内共第四号

一 漁業の位置及び区域

(一) 漁場の位置 青梅市地先

(二) 漁場の区域 次の基点第十一号と基点第十二号とを結んだ線より上流の成木川の本流及び支流の区域

基点第十一号 青梅市成木一丁目末成橋橋台左岸下流端

基点第十二号 青梅市成木一丁目末成橋橋台右岸下流端

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	にじます漁業	同上
	やまめ漁業	同上
	こい漁業	同上
	ふな漁業	同上
	うぐい漁業	同上
	かじか漁業	同上

三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 申請期間 青梅市

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで

漁場図

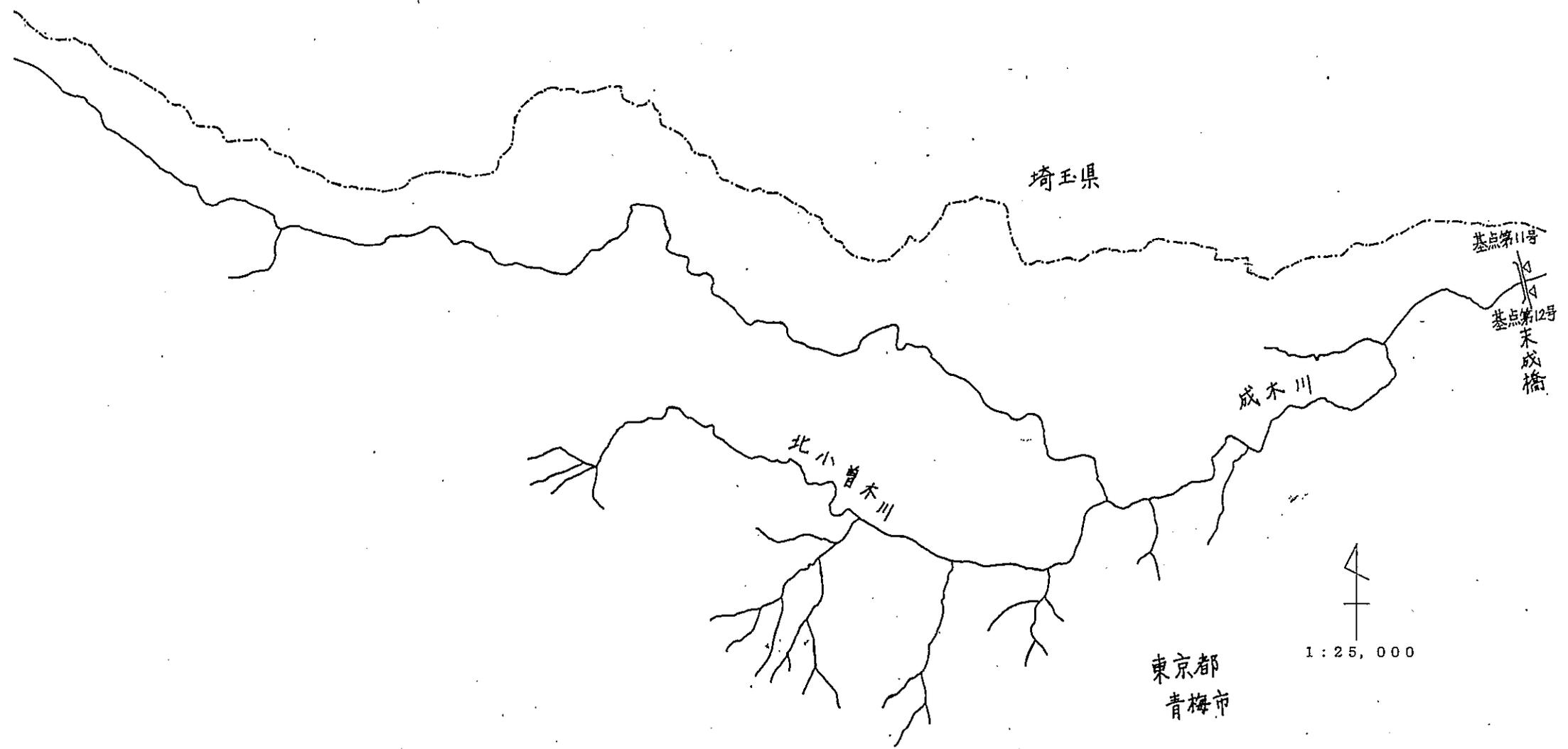
免許番号 内共第4号

漁場の位置 東京都青梅市地先

漁場の区域 次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線より上流の成木川の本流及び支流の区域

基点第11号 東京都青梅市成木一丁目末成橋橋台左岸下流端

基点第12号 東京都青梅市成木一丁目末成橋橋台右岸下流端



第五 公示番号 内共第五号

一 漁業の位置及び区域

(一) 漁場の位置 八王子市及び日野市の各地先

(二) 漁場の区域 次の基点第十三号と基点第十四号とを結んだ線及び基点第十五号と基点第十六号とを結んだ線より上流の区域を除く基点第五号と基点第六号とを結んだ線より上流の浅川の本流及び支流の区域

基点第五号 日野市西平山二丁目長沼橋橋台左岸下流端

基点第六号 八王子市長沼町長沼橋橋台右岸下流端

基点第十三号 八王子市中野町新清水橋橋台左岸下流端

基点第十四号 八王子市檜原町新清水橋橋台右岸下流端

基点第十五号 八王子市横川町横川橋橋台左岸下流端

基点第十六号 八王子市元本郷町横川橋橋台右岸下流端

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	にじます漁業	同上
	やまめ漁業	同上
	こい漁業	同上
	ふな漁業	同上
	うぐい漁業	同上
	うなぎ漁業	同上
	かじか漁業	同上

三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 八王子市及び日野市

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで

漁 場 図

免許番号 内共第5号

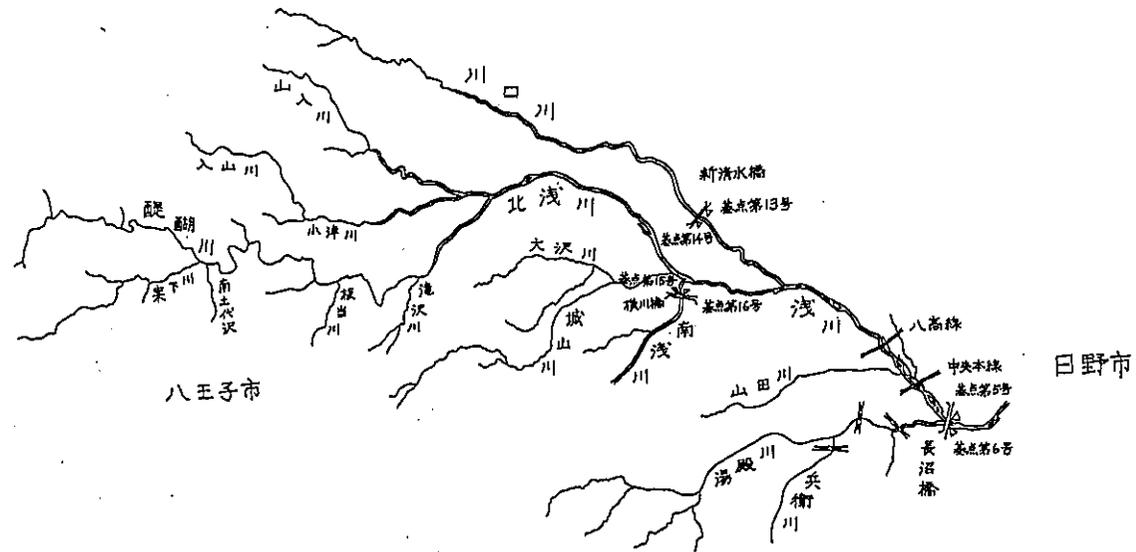
漁場の位置 東京都八王子市及び日野市の各地先

漁場の区域 次の基点第13号と基点第14号とを結んだ線及び基点第15号と基点第16号とを結んだ線より上流の区域
を除く基点第5号と基点第6号とを結んだ線より上流の浅川の本流及び支流の区域

- 基点第5号 東京都日野市西平山二丁目長沼橋橋台左岸下流端
- 基点第6号 東京都八王子市長沼町長沼橋橋台右岸下流端
- 基点第13号 東京都八王子市中野町新清水橋橋台左岸下流端
- 基点第14号 東京都八王子市橋原町新清水橋橋台右岸下流端
- 基点第15号 東京都八王子市横川町横川橋橋台左岸下流端
- 基点第16号 東京都八王子市元本郷町横川橋橋台右岸下流端



1:50,000



第六 公示番号 内共第六号

一 漁業の位置及び区域

(一) 漁場の位置 足立区及び葛飾区の各地先

(二) 漁場の区域 次の基点第十七号と点イとを結んだ線から基点第十八号と基点第十九号とを結んだ線までの中川の本流の区域

基点第十七号 足立区六木三丁目中川堤防上の東京都と埼玉県との都県境の標柱

点イ 基点第十七号から百六十一度三十分（真方位による。以下同じ。）の線と中川対岸との交点

基点第十八号 葛飾区西新小岩五丁目平和橋橋台左岸下流端

基点第十九号 葛飾区東四つ木二丁目平和橋橋台右岸下流端

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	同上
	うなぎ漁業	同上

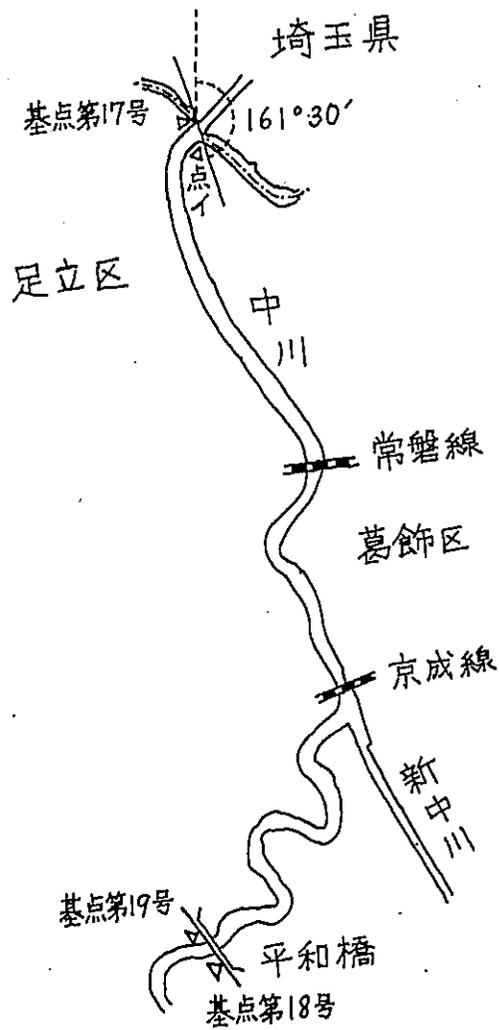
三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで



漁場図

免許番号 内共第6号

漁場の位置 東京都足立区及び葛飾区の各地先

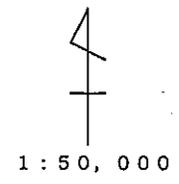
漁場の区域 次の基点第17号と点イとを結んだ線から基点第18号と基点第19号とを結んだ線までの中川の本流の区域

基点第17号 東京都足立区六木三丁目中川堤防上の東京都と埼玉県との都県境の標柱

点イ 基点第17号から161度30分(真方位による。)の線と中川対岸との交点

基点第18号 東京都葛飾区西新小岩五丁目平和橋橋台左岸下流端

基点第19号 東京都葛飾区東四つ木二丁目平和橋橋台右岸下流端



第七 公示番号 内共第七号

一 漁業の位置及び区域

- (一) 漁場の位置 足立区、葛飾区、江戸川区、墨田区及び江東区の各地先
- (二) 漁場の区域 次の基点第十七号と点イとを結んだ線及び基点第二十号と基点第二十一号とを結んだ線から基点第二十二号と基点第二十三号とを結んだ線までの中川及び荒川の本流の区域
- 基点第十七号 足立区六木三丁目中川堤防上の東京都と埼玉県との都県境の標柱
- 点イ 基点第十七号から百六十一度三十分の線と中川対岸との交点
- 基点第二十号 足立区鹿浜一丁目鹿浜橋橋台左岸下流端
- 基点第二十一号 足立区新田二丁目鹿浜橋橋台右岸下流端
- 基点第二十二号 江戸川区清新一丁目東京地下鉄東西線鉄橋橋台左岸下流端
- 基点第二十三号 江東区新砂三丁目東京地下鉄東西線鉄橋橋台右岸下流端

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	えむし漁業 しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで 同上

三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区
北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで

漁場図

免許番号 内共第7号

漁場の位置 東京都足立区、葛飾区、江戸川区、墨田区及び江東区の各地先

漁場の区域 次の基点第17号と点イとを結んだ線及び基点第20号と基点第21号とを結んだ線から基点第22号と基点第23号とを結んだ線までの中川及び荒川の本流の区域

基点第17号 東京都足立区六木三丁目中川堤防上の東京都と埼玉県との都県境の標柱

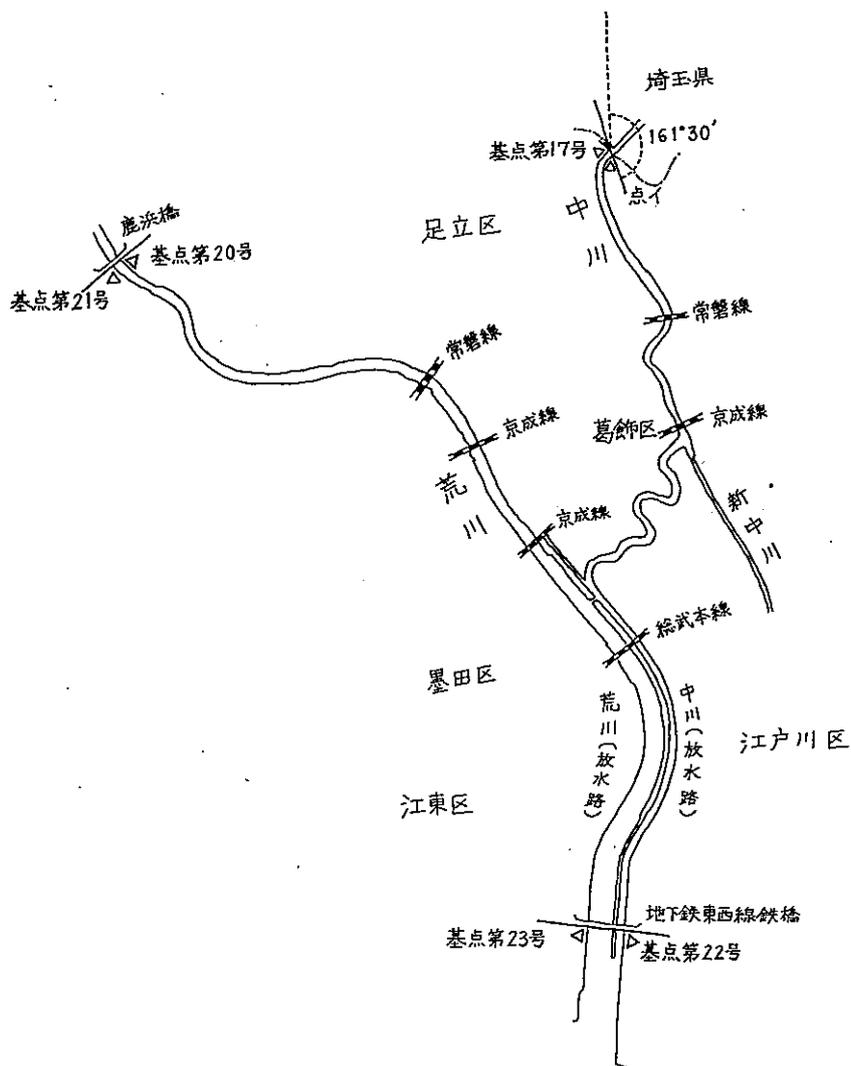
点イ 基点第17号から161度30分（真方位による。）の線と中川対岸との交点

基点第20号 東京都足立区鹿浜一丁目鹿浜橋橋台左岸下流端

基点第21号 東京都足立区新田二丁目鹿浜橋橋台右岸下流端

基点第22号 東京都江戸川区清新一丁目東京地下鉄東西線鉄橋橋台左岸下流端

基点第23号 東京都江東区新砂三丁目東京地下鉄東西線鉄橋橋台右岸下流端



第八 公示番号 内共第八号

一 漁業の位置及び区域

(一) 漁場の位置 葛飾区及び江戸川区の各地先

(二) 漁場の区域 新中川の全域（中川からの分派点から旧江戸川への合流点までの区域）

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	えむし漁業 しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで 同上

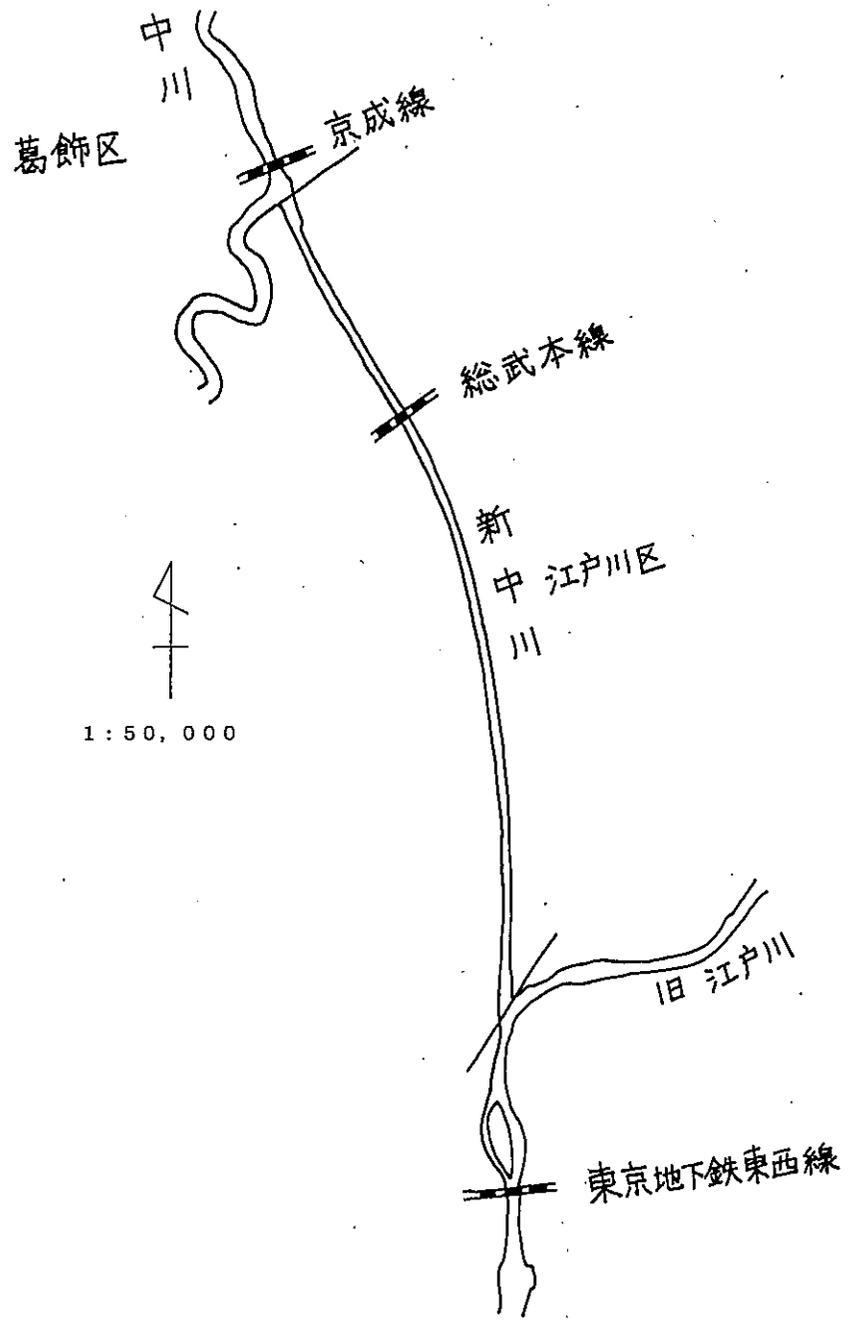
三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで



漁場図

免許番号

内共第8号

漁場の位置

東京都葛飾区及び江戸川区の各地先

漁場の区域

新中川の全域 (中川からの分派点から旧江戸川への合流点までの区域)

第九 公示番号 内共第九号

一 漁業の位置及び区域

(一) 漁場の位置 西多摩郡奥多摩町地先

(二) 漁場の区域 次の基点第二十四号と基点第二十五号とを結んだ線より上流の峰谷川の本流及び支流の区域

基点第二十四号 西多摩郡奥多摩町留浦雲風呂の峰谷川左岸に設置した標柱（雲風呂橋上流三百五十メートルの地点）

基点第二十五号 西多摩郡奥多摩町留浦雲風呂の峰谷川右岸に設置した標柱（雲風呂橋上流三百五十メートルの地点）

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	にじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	やまめ漁業	同上
	いわな漁業	同上
	うぐい漁業	同上

三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 西多摩郡奥多摩町大字原、大字河内、大字川野及び大字留浦

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで

漁場図

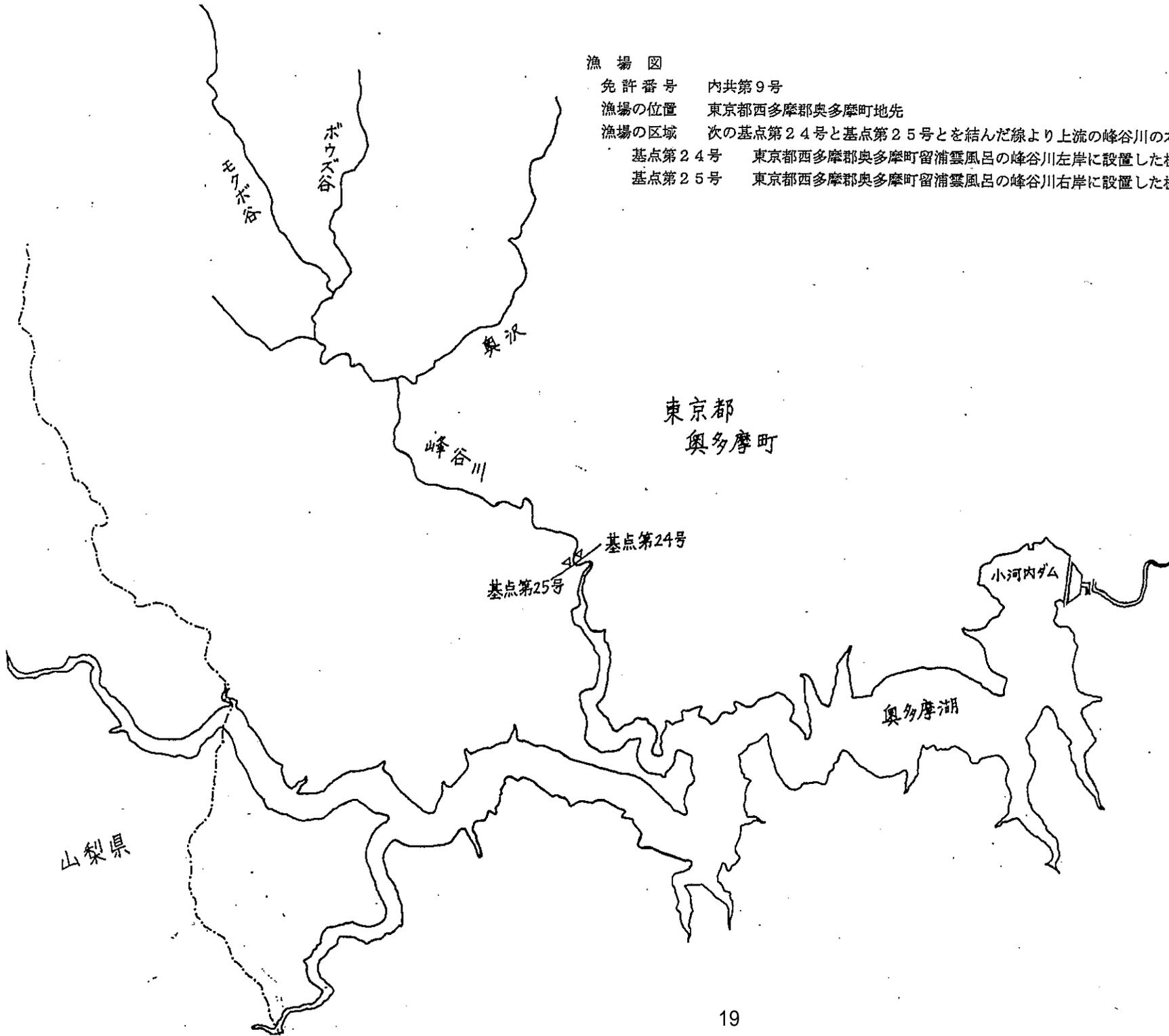
免許番号 内共第9号

漁場の位置 東京都西多摩郡奥多摩町地先

漁場の区域 次の基点第24号と基点第25号とを結んだ線より上流の峰谷川の本流及び支流の区域

基点第24号 東京都西多摩郡奥多摩町留浦雲風呂の峰谷川左岸に設置した標柱（雲風呂橋上流350メートルの地点）

基点第25号 東京都西多摩郡奥多摩町留浦雲風呂の峰谷川右岸に設置した標柱（雲風呂橋上流350メートルの地点）



1:25,000

第十 公示番号 内共第十号

一 漁業の位置及び区域

(一) 漁場の位置 西多摩郡奥多摩町地先

(二) 漁場の区域 次の基点第二十六号と基点第二十七号とを結んだ線より上流の岫沢の本流及び支流の区域

基点第二十六号 西多摩郡奥多摩町川野岫沢の左岸に設置した標柱
(岫沢橋下流二百メートルの地点)

基点第二十七号 西多摩郡奥多摩町川野岫沢の右岸に設置した標柱
(岫沢橋下流二百メートルの地点)

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	にじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	やまめ漁業	同上
	いわな漁業	同上
	うぐい漁業	同上

三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 西多摩郡奥多摩町大字原、大字河内、大字川野及び大字留浦

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで



1:25,000

漁場図

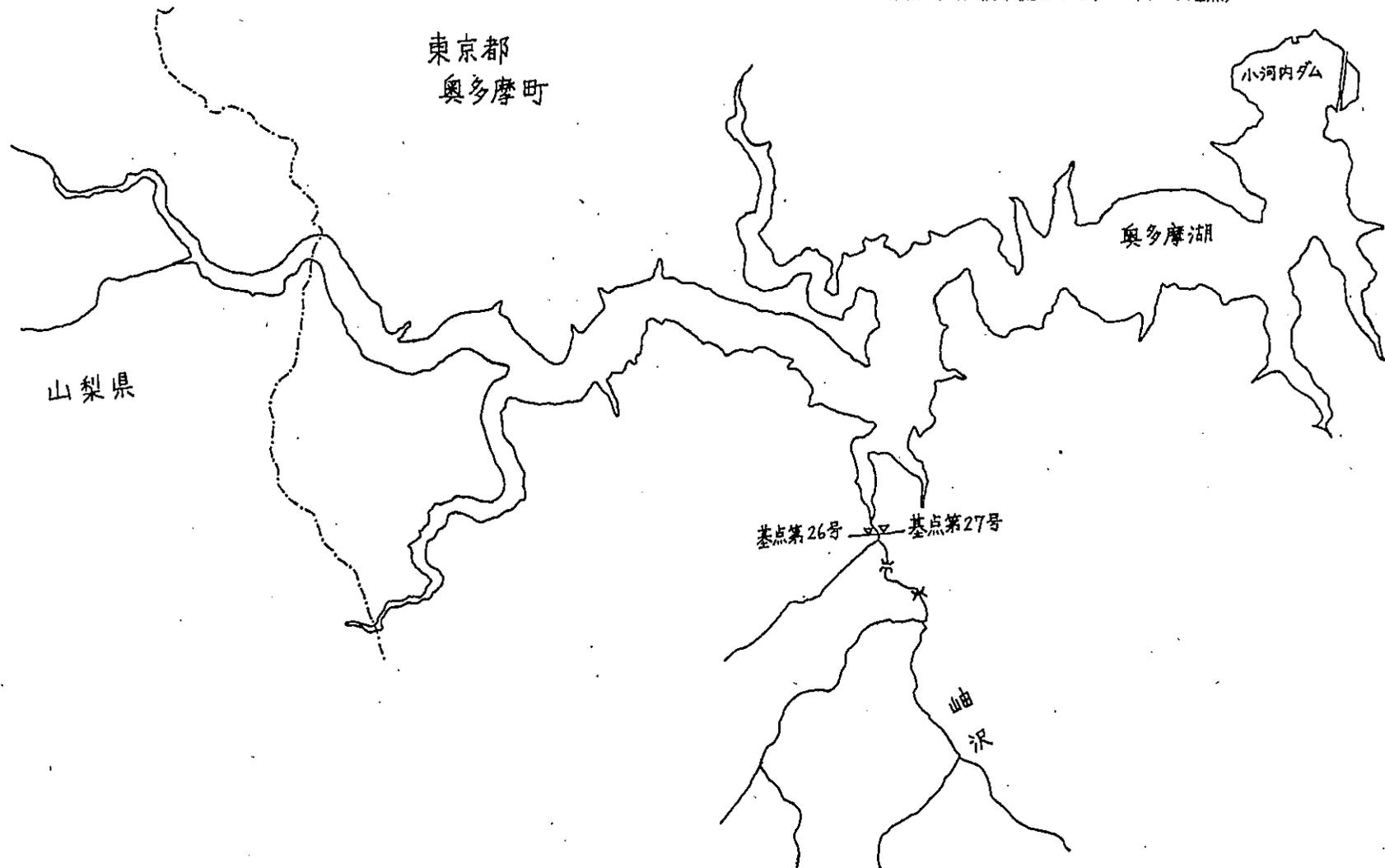
免許番号 内共第10号

漁場の位置 東京都西多摩郡奥多摩町地先

漁場の区域 次の基点第26号と基点第27号とを結んだ線より上流の岫沢の本流及び支流の区域

基点第26号 東京都西多摩郡奥多摩町川野岫沢の左岸に設置した標柱（岫沢橋下流200メートルの地点）

基点第27号 東京都西多摩郡奥多摩町川野岫沢の右岸に設置した標柱（岫沢橋下流200メートルの地点）



第十一 公示番号 内共第十一号

一 漁業の位置及び区域

(一) 漁場の位置 江戸川区及び葛飾区の各地先

埼玉県三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町、同郡杉戸町

春日部市及び幸手市の各地先

千葉県浦安市、市川市、松戸市、流山市及び野田市の各地先

茨城県猿島郡五霞町地先

(二) 漁場の区域 次の基点第二十八号と基点第二十九号とを結ぶ線から基点第三十号

と基点第三十一号とを結ぶ線までの江戸川の本流、基点第三十二号

と基点第三十三号とを結ぶ線より上流の旧江戸川の区域及び千葉県

野田市関宿町地先の江戸川左岸の高水敷内から江戸川の本流に流入

する水路の各区域

基点第二十八号 千葉県市川市稲荷木行徳可動堰上流端（江戸川左岸）

基点第二十九号 千葉県市川市河原行徳可動堰上流端（江戸川右岸）

基点第三十号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端（江戸川左岸）

基点第三十一号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端（江戸川右岸）

基点第三十二号 千葉県浦安市富士見三丁目東京電力送電線鉄塔（旧江戸川左岸）

基点第三十三号 江戸川区南葛西七丁目旧向卯水門跡（旧江戸川右岸）

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	えむし漁業 しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで 同上
第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで 同上 同上

三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区
埼玉県三郷市、幸手市、吉川市、北葛飾郡杉戸町、同郡松伏町及び春日部市
千葉県市川市、松戸市、野田市、流山市及び浦安市
茨城県猿島郡五霞町

五 条件 茨城県猿島郡五霞町の関宿水閘門堰堤下流端から下流百メートルの
区域においては、網漁具の使用をしてはならない。

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで

第十二 公示番号 内共第十二号

一 漁業の位置及び区域

- (一) 漁場の位置 大田区、世田谷区、調布市及び狛江市の各地先
神奈川県川崎市地先
- (二) 漁場の区域 次の基点第九号と基点第十号とを結ぶ線から基点第三十四号と基点第三十五号とを結ぶ線までの多摩川の本流の区域
- 基点第九号 調布市多摩川三丁目多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川左岸側
- 基点第十号 稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川右岸側
- 基点第三十四号 大田区下丸子二丁目ガス橋橋台左岸下流端
- 基点第三十五号 神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋橋台右岸下流端

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	こい漁業	同上
	ふな漁業	同上
	うぐい漁業	同上
	おいかわ漁業	同上
	うなぎ漁業	同上

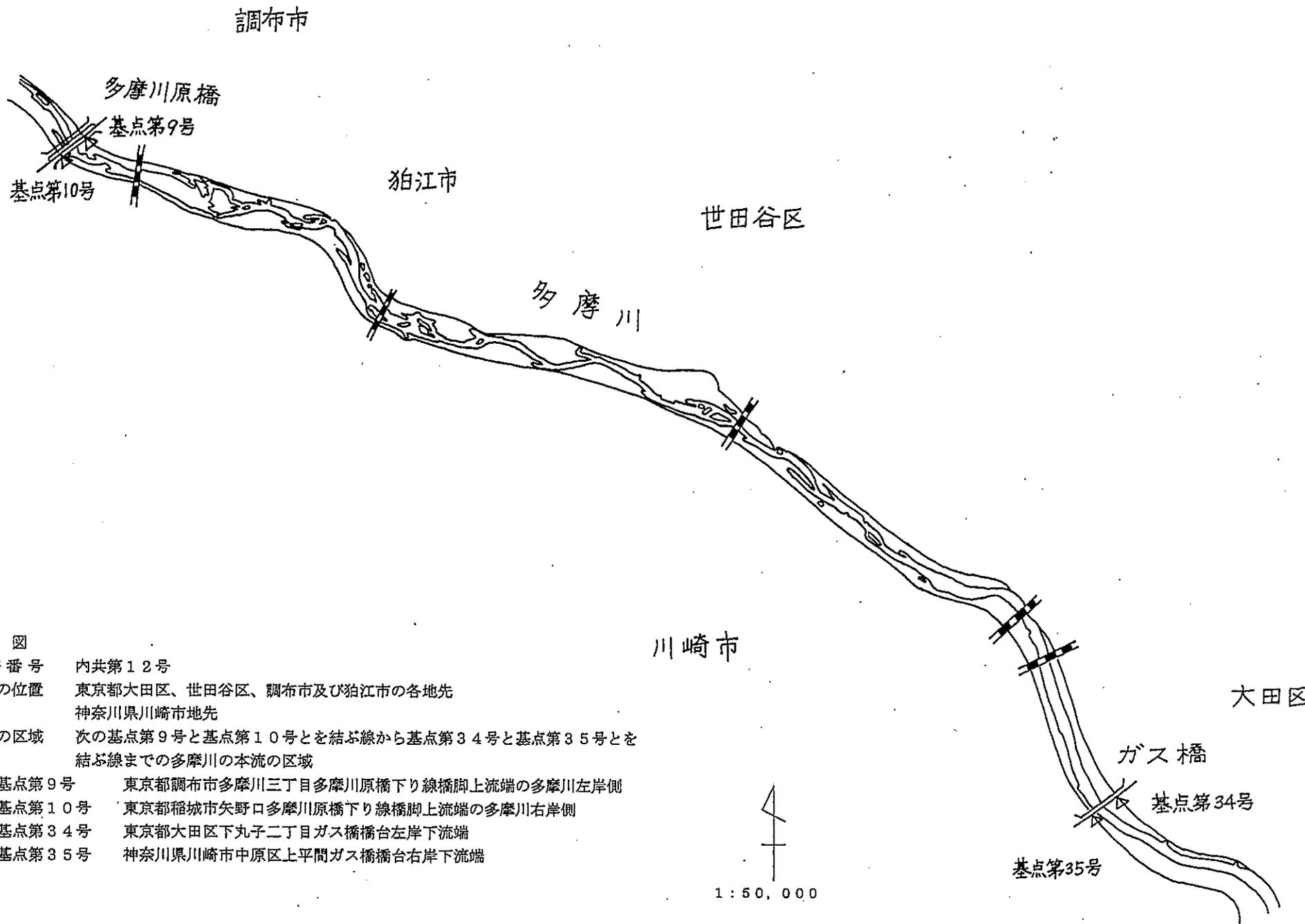
三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 大田区、世田谷区、調布市及び狛江市
神奈川県川崎市

五 条件 なし

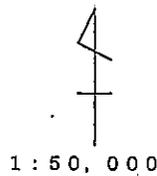
六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで



漁場図

- 免許番号 内共第12号
- 漁場の位置 東京都大田区、世田谷区、調布市及び狛江市の各地先
神奈川県川崎市地先
- 漁場の区域 次の基点第9号と基点第10号とを結ぶ線から基点第34号と基点第35号とを結ぶ線までの多摩川の本流の区域
- 基点第9号 東京都調布市多摩川三丁目多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川左岸側
- 基点第10号 東京都稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川右岸側
- 基点第34号 東京都大田区下丸子二丁目ガス橋橋台左岸下流端
- 基点第35号 神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋橋台右岸下流端



第十三 公示番号 内共第十三号

一 漁業の位置及び区域

(一) 漁場の位置 大田区地先

神奈川県川崎市地先

(二) 漁場の区域 次の基点第三十四号と基点第三十五号とを結ぶ線から基点第三十六号と基点第三十七号とを結ぶ線までの多摩川の本流の区域

基点第三十四号 大田区下丸子二丁目ガス橋橋台左岸下流端

基点第三十五号 神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋橋台右岸下流端

基点第三十六号 東海道本線六郷鉄橋橋台左岸下流端

基点第三十七号 東海道本線六郷鉄橋橋台右岸下流端

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	えむし漁業 しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで 同上

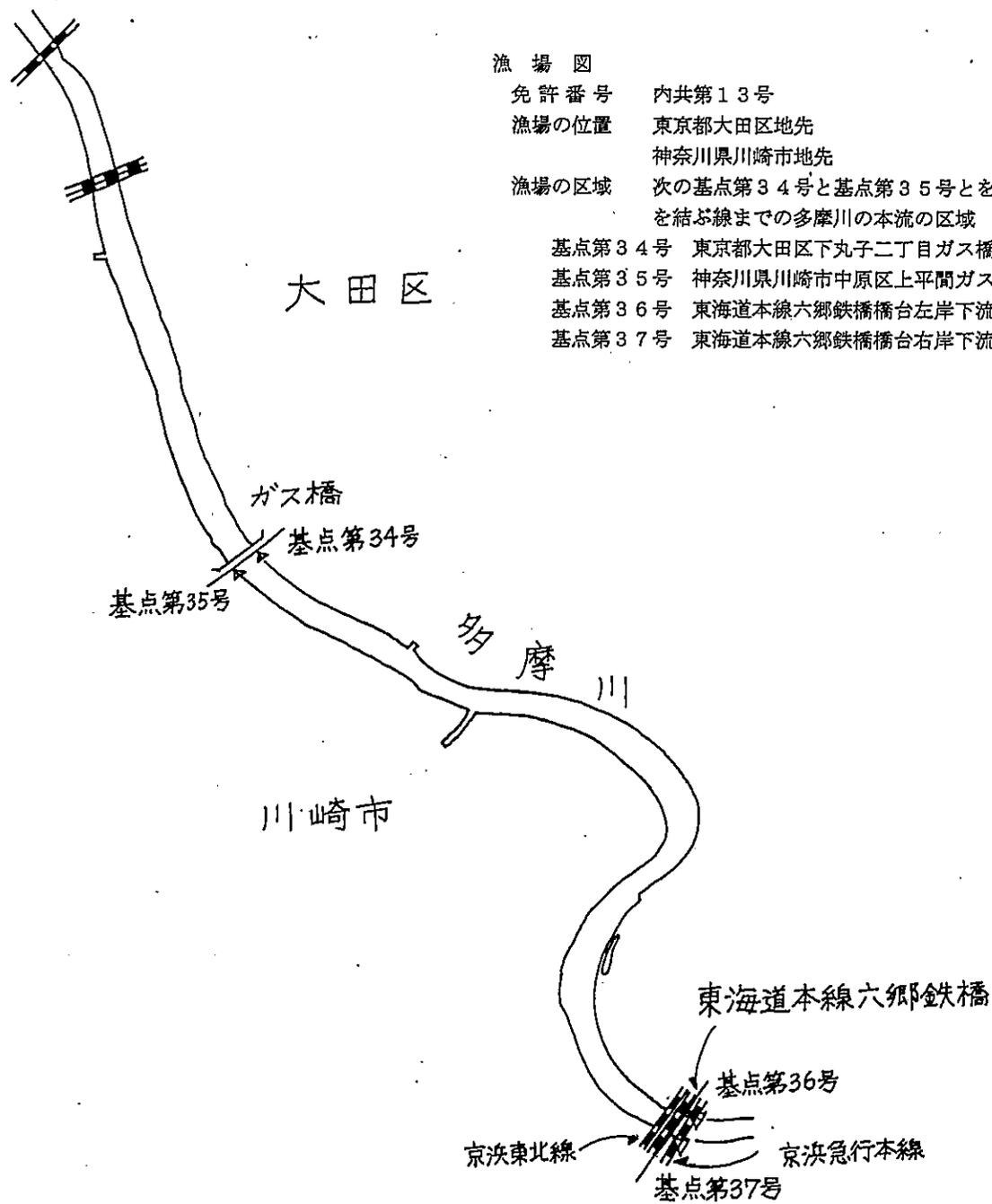
三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 大田区
神奈川県川崎市

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで



漁場図

免許番号 内共第13号

漁場の位置 東京都大田区地先

神奈川県川崎市地先

漁場の区域 次の基点第34号と基点第35号とを結ぶ線から基点第36号と基点第37号とを結ぶ線までの多摩川の本流の区域

基点第34号 東京都大田区下丸子二丁目ガス橋橋台左岸下流端

基点第35号 神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋橋台右岸下流端

基点第36号 東海道本線六郷鉄橋橋台左岸下流端

基点第37号 東海道本線六郷鉄橋橋台右岸下流端



1 : 25,000

第十四 公示番号 内共第十四号

一 漁業の位置及び区域

(一) 漁場の位置 大田区地先

神奈川県川崎市地先

(二) 漁場の区域 次の基点第三十六号と基点第三十七号とを結ぶ線から基点第三十八号と点イとを結ぶ線までの多摩川の本流の区域

基点第三十六号 東海道本線六郷鉄橋橋台左岸下流端

基点第三十七号 東海道本線六郷鉄橋橋台右岸下流端

基点第三十八号 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目二十七番一号
(多摩川水路東端)

点イ 基点第三十八号から七十八度五十一分の線と多摩川左岸との交点

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	えむし漁業 しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで 同上

三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区
北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区
神奈川県川崎市

五 条件 なし

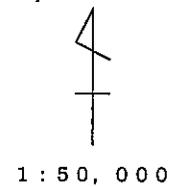
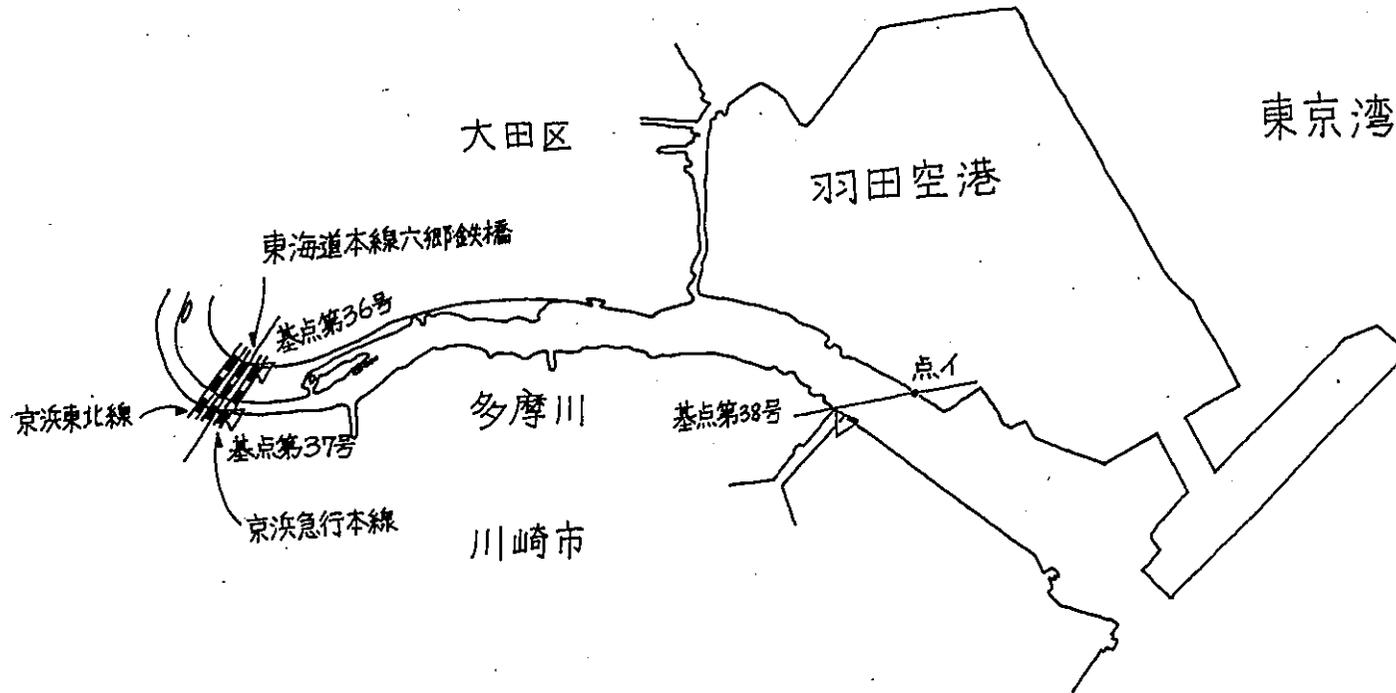
六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで

漁場図

免許番号 内共第14号
 漁場の位置 東京都大田区地先
 神奈川県川崎市地先
 漁場の区域 次の基点第36号と基点第37号とを結ぶ線から基点第38号と点イとを結ぶ線までの多摩川の本流の区域

基点第36号 東海道本線六郷鉄橋橋台左岸下流端
 基点第37号 東海道本線六郷鉄橋橋台右岸下流端
 基点第38号 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目27番1号(多摩川水路東端)
 点イ 基点第38号から78度51分(真方位による。)の線と多摩川左岸との交点



第十五 公示番号 内共第十五号

一 漁業の位置及び区域

(二) 漁場の位置 西多摩郡奥多摩町地先

山梨県北都留郡丹波山村地先

(三) 漁場の区域 次の基点第三十九号と基点第四十号とを結ぶ線より上流の小袖川の本流及び支流の区域

基点第三十九号 西多摩郡奥多摩町留浦の小袖川左岸に設置した標柱（鴨沢橋上流二百五十メートルの地点）

基点第四十号 山梨県北都留郡丹波山村の小袖川右岸に設置した標柱（鴨沢橋上流二百五十メートルの地点）

二 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	やまめ漁業 いわな漁業	一月一日から十二月三十一日まで 同上

三 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区 西多摩郡奥多摩町大字原、大字河内、大字川野及び大字留浦

五 条件 なし

六 免許予定日 令和五年九月一日

七 申請期間 令和五年六月一日から同年六月三十日まで

漁場図

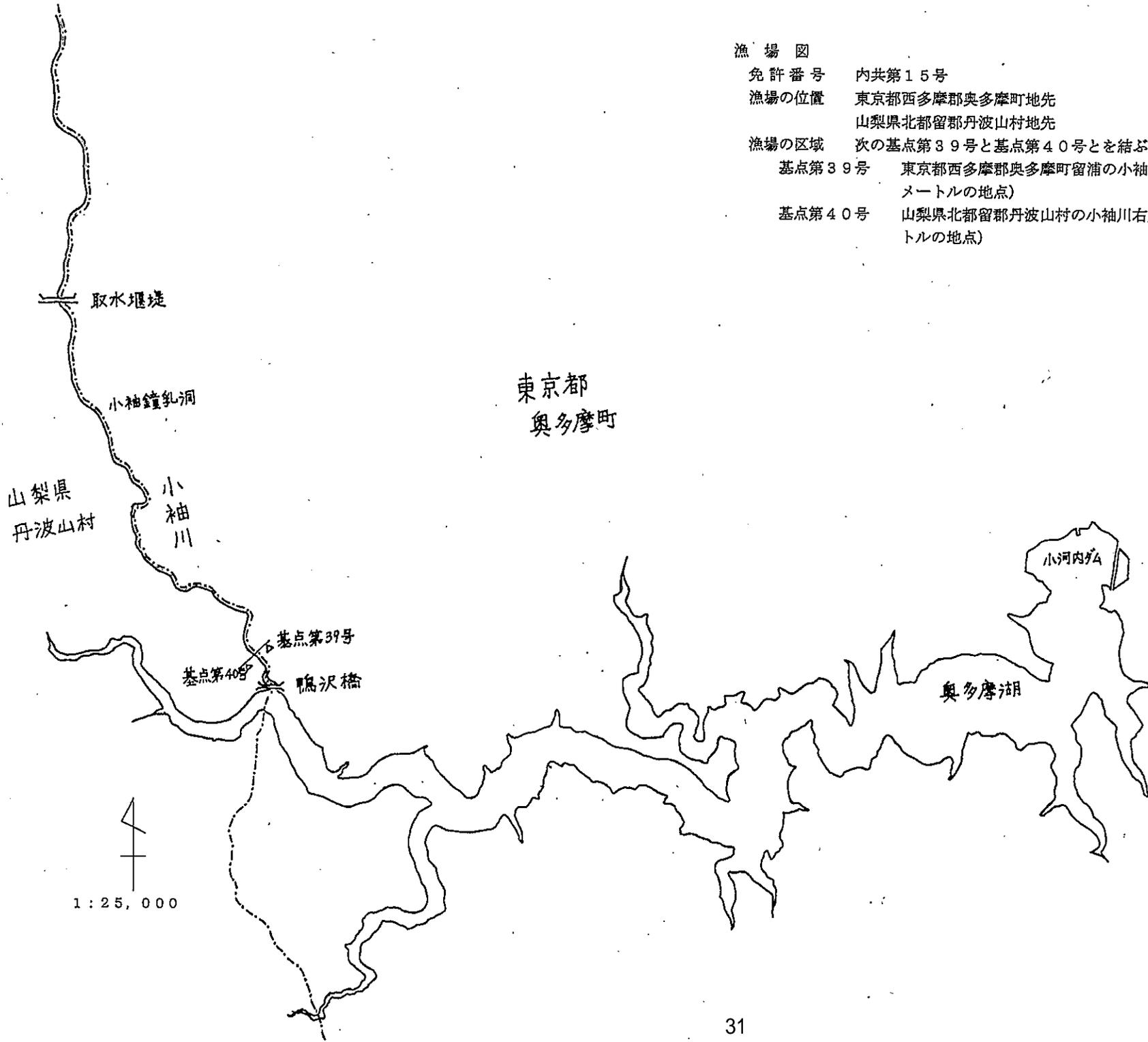
免許番号 内共第15号

漁場の位置 東京都西多摩郡奥多摩町地先
山梨県北都留郡丹波山村地先

漁場の区域 次の基点第39号と基点第40号とを結ぶ線より上流の小袖川の本流及び支流の区域

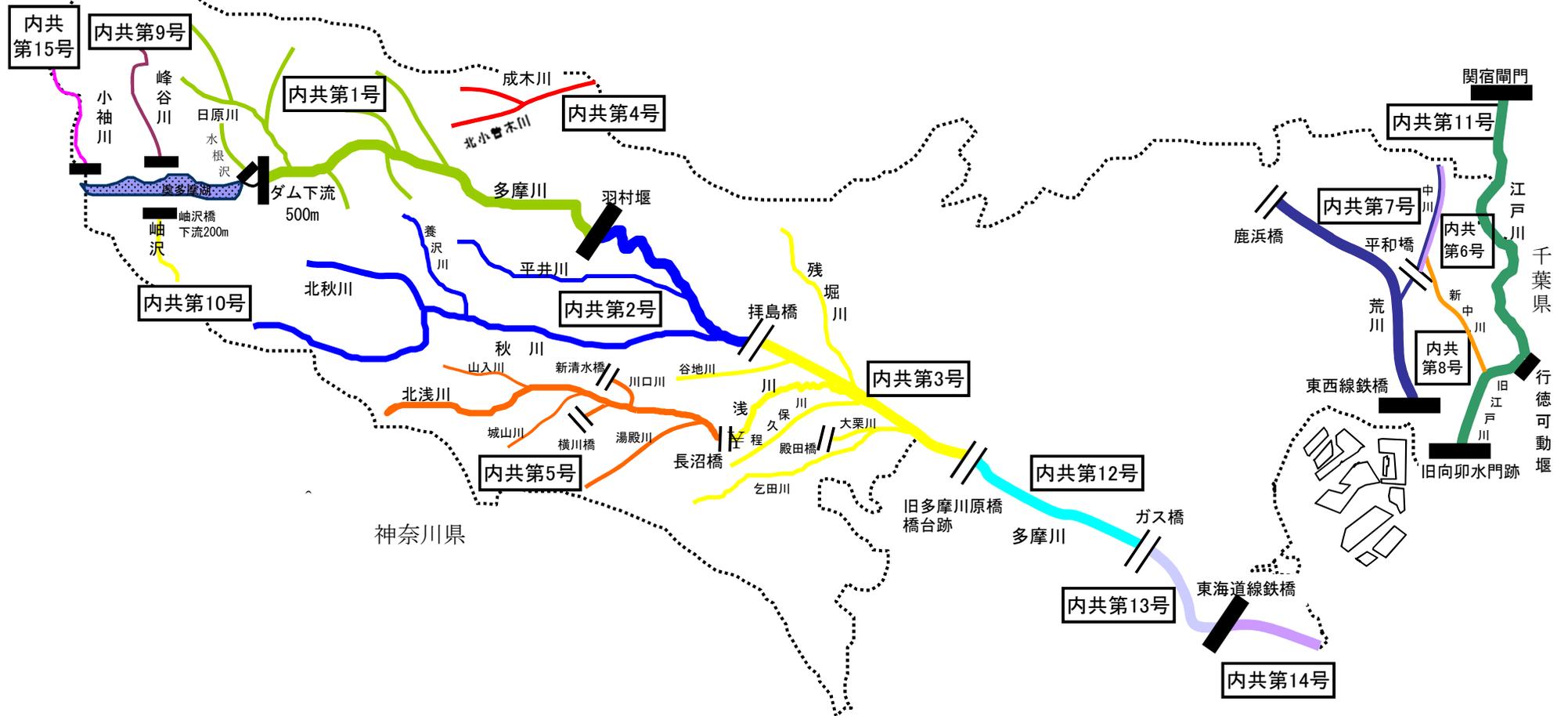
基点第39号 東京都西多摩郡奥多摩町留浦の小袖川左岸に設置した標柱（鴨沢橋上流250メートルの地点）

基点第40号 山梨県北都留郡丹波山村の小袖川右岸に設置した標柱（鴨沢橋上流250メートルの地点）



内水面漁業権漁場図

(令和5年9月1日から)



免許番号	種類	漁業協同組合名 (◎印は代表)	魚種
内共第1号	第5種共同	◎奥多摩 氷川	あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい、かじか
2号	〃	◎秋川	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか
3号	〃	◎多摩川	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ
4号	〃	◎奥多摩	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、かじか
5号	〃	◎多摩川 恩方	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか
6号	〃	◎東京東部	こい、ふな、うなぎ
7号	第1種共同	◎東京東部 大田 港 中央隅田 芝 佃島	えむし、しじみ
8号	〃	◎東京東部	えむし、しじみ
9号	第5種共同	◎小河内	にじます、やまめ、いわな、うぐい
10号	〃	◎小河内	にじます、やまめ、いわな、うぐい
11号	第1, 5種	◎東京東部 松戸市 市川市 埼玉東部	えむし、しじみ、こい、ふな、うなぎ
12号	第5種共同	◎多摩川 川崎河川	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ
13号	第1種共同	◎大田 多摩川 川崎河川	えむし、しじみ
14号	第1種共同	◎大田 川崎河川 東京東部 港 中央隅田 芝 佃島	えむし、しじみ
15号	第5種共同	◎小河内	やまめ、いわな